

関西学院大学教育学部
幼児・初等教育学科、臨床教育学科
廃止に係る学則の変更について（届出）

令和元年 6月 17日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 関 西 学 院
理事長 平松 一夫

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

- ・ 関西学院大学教育学部幼児・初等教育学科、臨床教育学科の廃止に係る学則変更

廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

1. 廃止する大学等の概要

① 廃止する学科の名称

関西学院大学教育学部
・ 幼児・初等教育学科
・ 臨床教育学科

② 入学定員及び収容定員

・ 幼児・初等教育学科	入学定員	280名、3年次編入学定員	5名、収容定員	1,130名
・ 臨床教育学科	入学定員	70名、	収容定員	280名

③ 当該大学等の所在地

兵庫県西宮市岡田山7番54号
(大学本部：兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号)

④ 学生募集停止の時期

2012年(平成24年)4月25日

2. 廃止の事由

2013年(平成25年)4月1日に関西学院大学教育学部幼児・初等教育学科及び臨床教育学科を統合し、新たに教育学部教育学科を設置した。これに伴い、教育学部幼児・初等教育学科及び臨床教育学科について、学生募集停止の報告を、在学生在が0名になり次第廃止するという将来計画とともに、2012年(平成24年)4月24日付で文部科学大臣に提出した。

この度、2019年(平成31年)3月18日をもって両学科の在学生在が0名となったことから、廃止を届け出る。

3. 学生の処遇

2019年(平成31年)3月18日をもって、両学科のすべての学生が卒業または退学し、学生はいない。

4. 教職員の処置

教職員はすべて教育学部教育学科に移籍した。

5. 施設設備の処置

施設設備はすべて教育学部教育学科が引き継いだ。

6. 学籍関係書類の保存方法

教育学部事務室において保存する。

7. 廃止の時期

2019年(令和元年)9月20日

以上

関西学院大学学則新旧対照表

現 行	改 正
<p>第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この学則は、<u>2019年(平成31年)4月1日から改正施行する。</u></p> <p>2 <u>教育学部幼児・初等教育学科及び臨床教育学科は、第2条の規程にかかわらず、2013年(平成25年)3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。</u></p> <p>第1章総則のための備考</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この学則は、<u>2019年(令和元年)9月20日から改正施行する。</u></p> <p>第1章総則のための備考</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(現行下線部削除及び変更)</p>